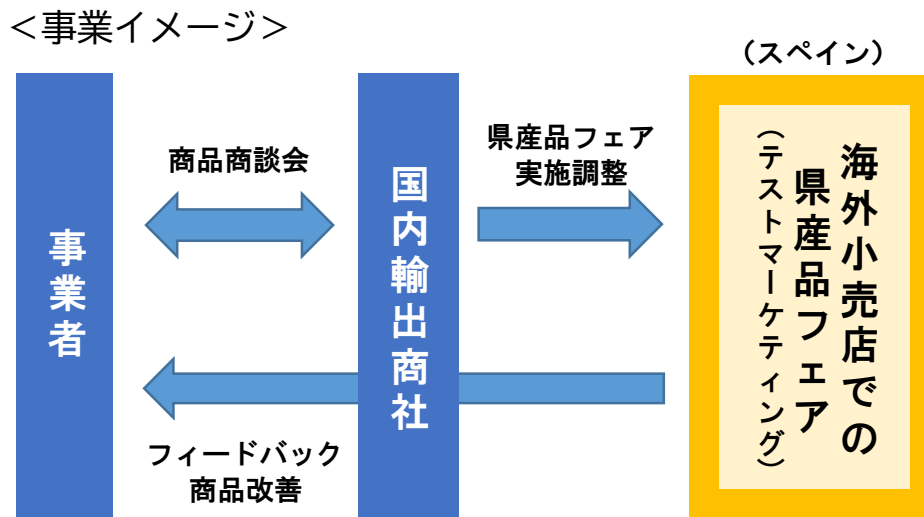


# 令和6年度ふくしま県産加工食品事業者支援事業(欧州向け県産品テストマーケティング) 事業者募集要項

## 1 事業内容

県内加工食品事業者と国内輸出商社との商談会の機会を提供するとともに、海外（スペイン）の小売店において県産品フェアを開催し、テストマーケティングを行うことで、新たな成約に繋げ、商品改善を図りながら定番化を目指します。



## 2 募集対象

### (1) 対象事業者及び募集予定数

下記(2)対象商品の製造、販売等を行う事業者のうち、原則として県内に主たる事業所を有し、下記を全て満たす事業者10者程度とします。

ア 輸出に確固たる意志のある事業者

イ テストマーケティングのフィードバックを受け、商品改善の取組が可能な事業者

ウ Eメール及びオンライン商談への対応が可能な事業者

エ 支援期間中に商談会や個別商談に参加できる事業者

※応募者が多数の場合は、海外に既存の販路や定期的な輸出商取引のない事業者を優先して採択します。

### (2) 対象商品

以下を満たす加工食品（酒類を除く）とします。

ア 生産、製造又は加工の最終段階を県内で行っている商品。

イ 県外の事業者などにより製造された場合は、主な原材料が福島県産であって、県内に主たる事業所を有する者が販売を行っている商品。

## 3 支援内容

### (1) 国内輸出商社との商談支援

輸出商社との商談会の機会を設けます（開催場所は県内）。なお、輸出商社等と協議の上、商談会に代えて、参加事業者を訪問して個別商談を行う可能性があります。

### (2) 海外におけるテストマーケティングの実施

スペインの小売店において、商品のテストマーケティングを実施します。買取条件でのテストマーケティングの実施を目指しますが、消化仕入の条件になった場合は商品本体及び国内輸送にかかる経費は各事業者の負担となります。

(3) テストマーケティングにおける結果のフィードバック

ア テストマーケティングを行った商品の現地での評価などの聞き取り等を行います。

イ 各事業者へフィードバックし、商品改善に結びつけるためのフォローを行います

(4) その他

ア 輸出に関する相談に対応します。

イ 海外の具体的なバイヤー情報など、成約に繋がる情報提供を行います。

ウ 福島県及び福島県貿易促進協議会が海外での県産品フェア等を実施する際、優先して商品提案を行います。

#### 4 海外で需要が高い商品、輸出に際し留意が必要な商品

〈需要が高い商品〉

菓子（米菓、わらび餅等）、漬物（メンマ等）、パックライス、調味料（OEM 対応）

〈留意が必要な商品〉

賞味期限の短い食品や、輸出先国にて使用を規制している原材料・食品添加物が含まれている場合は提案が難しくなる可能性があります。その他、各国の法規制等に対応する必要があります。

【賞味期限】

常温・冷凍共に1年以上

なお、冷凍品の輸出頻度が少ないため、今回は原則、常温品の商談となります。

【使用不可の原材料・食品添加物】

○スペインで輸入が禁止されているもの

食品として認定されていない下記植物を含む食品。

例) しそ、くず、ごぼう、ふき、他山菜類の一部

添加物、着色料は使用する食品の種類によって使用可否、許容量が定められていますので、商品規格書を基に現地で確認をさせていただきます。

○EU HACCP認定施設の原料に限り使用が許可されるもの

動物由来原料（固形物だけでなく、動物エキス・動物由来ゼラチンを含む）、魚介由来原料（固形物だけでなく、だし・エキス等を含む）、卵・卵由来原料、乳製品・乳由来原料、はちみつ。

EU HACCP認定施設は限られており、上記の原料が含まれていないことが望ましい。

○その他

原材料名は2次原料まで確認させていただく必要があります。

食品添加物を含む場合、具体的な名称と配合割合を確認させていただきます。

例) アミノ酸等→グルタミン酸ソーダ / 増粘多糖類→キサンタンガム

なお、添加物以外の天然素材の配合比は不要です。

#### 5 応募方法

(1) 応募締切

令和6年6月7日（金）

(2) 応募方法

応募用紙（別紙様式）に必要事項を記載の上、メールまたは郵送により下記7の宛先までお送りください。

6 留意事項

- (1) 提出された応募用紙の内容をもとに、県において審査の上、支援対象事業者を決定し、6月中旬頃に応募事業者へ連絡します。
- (2) 支援対象期間は対象事業者決定後から令和7年2月15日（金）までとします。
- (3) 本事業は商品の成約を確約するものではありません。テストマーケティングのフィードバックにより、成約に向けた商品改善を図るよう努めてください。
- (4) 事業実施後、事業内容や成果に関するアンケートにお答えいただきます。
- (5) 今後の社会情勢等により、支援の内容が変更となる場合がありますので、その際は改めてお知らせいたします。

7 問い合わせ、応募先

福島県貿易促進協議会（県事業受託者） 担当：中井田

〈Email〉

[trade@pref.fukushima.lg.jp](mailto:trade@pref.fukushima.lg.jp)

〈郵送〉

〒960-8670

福島市杉妻町2-16 西庁舎11階

福島県貿易促進協議会

〈電話等〉

TEL: 024-521-7874 FAX: 024-521-7888